

(一社)SDGs 市民社会ネットワーク

〒110-0015 台東区東上野 1-20-6
丸幸ビル 3 階
(特活) アフリカ日本協議会気付
電話:03-3834-6902
FAX:03-3834-6903
e-mail:office@ugokuugokasu.jp



Japan Civil Society Network on SDGs

c/o Africa Japan Forum
3rd Floor, Maruko Bldg, 1-20-6 Higashi-Ueno
Taito-ku, Tokyo 110-0015 Japan
TEL:81-3-3834-6902, FAX:81-3-3834-6903
e-mail:office@ugokuugokasu.jp

会員に関する規程

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 理事会
採択 2017 年3月 17 日

第1条(目的)

この規程は、SDGs 市民社会ネットワーク(以下、「SDGs ジャパン」とする。)定款第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに入会金および会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条(性格)

SDGs ジャパン定款第 4 条に定める目的に賛同する団体(法人格なき社団を含む)は、所定の事項を記入した入会申込書を提出し、当法人の理事会の決議を経て入会し、会員となることができる。

第3条(入会基準)

以下の各号に該当する団体は SDGs ジャパンの会員になることができない。

- (1) SDGs ジャパンの趣旨に賛同しない団体。
- (2) SDGs ジャパンの提起する活動への参加、および団体の運営において、日本国の法令を遵守しない団体。
- (3) SDGs ジャパンの提起する活動への参加、および団体の運営において、特定の政治的・宗教的・営利的な目的の実現を SDGs ジャパンや SDGs ジャパンに参加する団体および個人に強要する団体。
- (4) その他、SDGs ジャパンの名誉を傷つける行為を行う、もしくは行う恐れがあると理事会が認めた団体。

第4条(会員制度)

SDGs ジャパンは、定款第6条に定める定款第6条各号に定める各種会員で構成される。このうち、定款第6条第3号に定める「その他の会員」は、以下の第1号ハ)に定める情報会員及び第2号イ)に定める企業会員及びロ)に定める団体会員で構成される。

- (1) SDGs が示す諸課題に直接取り組むことを団体の主な目的とする市民活動団体を中心とし、政府から独立した公益法人や一般法人、地縁型コミュニティ組織等を含む)は、以下の各号に該当する会員になることができる。これについて、定款第6条第1号に定める「一般正会員」および第2号に定める「ネットワーク正会員」に加え、以下のイ)に定める会員枠をもって「市民活動団体会員制度」とする。
 - イ) 情報会員:SDGs ジャパンの目的に賛同して入会した団体であって、SDGs の課題に直接取り組むことを主な目的とする非営利団体であり、主に SDGs や SDGs に関わる市民活動に関する情報を得て、自らも活動することを目的として参加する団体。
 - (2) 定款第4条に定める目的に賛同する団体のうち、本規程第 3 条(1)に含まれない各種の団体は、以下の各号に該当する会員になることができる。これについて、以下のイ)~ロ)の各号に定める会員制度を以て「連携・協会員制度」とする。
 - イ) 企業会員:SDGs ジャパンの目的に賛同して入会した営利団体であって、主に SDGs ジャパンを財政面で支え、また、運営や事業への参加、助言などを行うことを目的として参加する団体。
 - ロ) 団体会員:SDGs ジャパンの目的に賛同して入会した非営利団体のうち、本条(1)に定める「NGO/NPO 会員制度」の対象に含まれない団体であり、主に SDGs ジャパンを財政面で支え、また、運営や事業に参加、助言などを行うことを目的として参加する団体。
2. 当法人の会員は、定款第7条および本規程第5条に定める会費を支払わなければならない。

第5条(会費)

定款第7条および本条に定める会費は、以下の通りとする。

(1) 市民活動団体会員制度

一般正会員:年会費1口**2万円**を1口以上

ネットワーク正会員:年会費1口**2万円**を1口以上

情報会員:初年度(加入年度)は会費支払いを免除し、翌年度より年会費1口 3,000 円を1口以上

(2) 連携・協力会員制度

企業会員：年会費1口1万円を5口以上

団体会員：年会費1口1万円を3口以上

2. 年会費とは、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。
3. 理事会は、定款第6条(2)に定める「ネットワーク正会員」について、会費を免除すべき相当の事由があると認める場合、会費の免除を議決することができる。

第6条(会費の納入)

会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の時に納入するものとする。

第7条(会員の権利および遵守すべき事項)

会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 総会への出席

(2) 事業活動への参加

(3) SDGS ジャパンの運営及び活動に関する情報の入手

2. 会員は、以下の条件を遵守しなければならない。

(1) 本ネットワークの活動への参加、および団体の運営において、日本国の法令を遵守すること。

(2) 本ネットワークの提起する活動への参加に際して、特定の政治的・宗教的・営利的な目的の実現を本ネットワークや本ネットワークに参加する他の団体および個人に強要しないこと。

(3) 世界人権宣言・国際人権規約および国際的な人権条約等の規定を遵守すること。

第8条(特典)

会員は、SDGs ジャパンが発行する機関誌、資料、電磁的情報などの優先的配布を受けることができる。

2. 会員は、SDGs ジャパンが開催する集会・イベント等に優先的に参加することができる。

第9条(規程の変更)

この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

この規程は、平成29年3月17日より施行する。

事業ユニットに関する規則

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 理事会
2017年3月17日 採択

第1条(目的)

この規則は、SDGs ジャパンの事業の基礎となる「事業ユニット」の設立及び運営、SDGs ジャパンに対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

第2条(定義)

この規程において、「事業ユニット」とは、SDGs ジャパンの会員によって構成され、理事会によって設置された、理事会の諮問にこたえ、業務執行を補佐するグループをいう。

2. この規則において、「事業統括会議」とは、本内規第3条で定める「事業ユニット」が選出するユニット幹事によって構成される会議であり、理事会の諮問にこたえ、SDGs ジャパンが行うSDGs 全体にかかわる業務に関する情報交換や調整機能を担う会議のことをいう。

第3条(「事業ユニット」の設置及び運営)

定款第6条にいう一般正会員及びネットワーク正会員は、本法人が業務として、SDGs に関わる特定の分野の課題に取り組んだり、同じ地域や社会的属性、もしくは社会的集団に関する課題に取り組んだりすることを補佐するために、以下の各号の規定に従い「事業ユニット」の設置を理事会に求めることができる。

2. SDGs に関わる特定分野、地域、社会的集団等の課題について取り組んでいる NPO/NGO ネットワークは、自らが定款第6条に定める「ネットワーク正会員」として SDGs ジャパンに入会し、本規則第4項に従って「事業ユニット」の設置を求めるか、当該ネットワークに参加している一般正会員が当該ネットワークについて SDGs ジャパンの「事業ユニット」の設置を求めることができる。
3. 「事業ユニット」の設置を理事会に求めようとする一般正会員又はネットワーク正会員は、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める「事業ユニット設置趣意書」に所定の事項を記入した上、SDGs ジャパン事務局を通じて、理事会に提出するものとする。
4. 理事会は、「事業ユニット設置趣意書」の提出に際し、以下の各号に示す事項について確認し、必要に応じて趣意書を提出した一般正会員又はネットワーク正会員との調整を行った上、ユニットの設置が適切と判断した場合、理事会の決議によってこれを設置するものとする。一方、理事会は、ユニットの設置を行わない決定を行った場合、「趣意書」を提出した一般正会員又はネットワーク正会員に対して、理由を示した文書を交付することによってこれを通知しなければならない。
 - (イ) 設置を求める「事業ユニット」が行う事業の内容や対象が、SDGs に関わるものであるかどうか
 - (ロ) 同一もしくは近接する分野、地域、社会的集団等に関する「事業ユニット」が既に設置されているかどうか。また、既に設置されている場合、既存の「事業ユニット」と別に新たな「事業ユニット」を設置するに足る理由があるかどうか
 - (ハ) 設置を求める「事業ユニット」が行う事業の内容が、それと関連するSDGs 目標およびターゲットの達成にとって総合的で適切かつ適法・適当なものであるかどうか
- (二) その他、確認すべき事項があるかどうか
5. 「事業ユニット」は、所属する一般正会員団体もしくはその余の会員団体から、「事業ユニット」の運営に責任を持つ幹事団体を1団体以上選出し、幹事団体はその中から、「事業ユニット」の運営の責任者となる幹事を一名以上選ぶものとする。幹事団体および幹事は、理事会および事務局と連携して、「事業ユニット」の適切な運営に努めるものとする。
6. 定款第6条(3)に定める「その他の会員」は、「事業ユニット」に参加することができる。
7. 「事業ユニット」の活動には、SDGs ジャパンに参加していない団体も参加することができる。一方、「事業ユニット」の幹事および幹事団体は、「事業ユニット」を構成する団体のうち、SDGs ジャパンの会員になっていない団体について、SDGs ジャパンの会員になることが適当と認められる団体については、定款第6条に定める一般正会員もしくはその他の会員に登録するよう、積極的に呼びかけるものとする。

第4条(事業統括会議)

SDGs ジャパンは、SDGs 全体にかかわる事項について審議するために、「事業統括会議」を設置する。「事業統括会議」は「事業ユニット」から選出される幹事および事務局によって構成され、SDGs 全体に関わる SDGs ジャパンの理事会の諮問にこたえ、また、業務執行を補佐する。

2. 事務局は、「事業統括会議」の議事録を作成し、各「事業ユニット」幹事に報告するとともに、定期的に理事会に報告しなければならない。

第5条（「事業ユニット」の会員資格について）

「事業ユニット」は、定款第6条に定める「一般正会員」もしくは「ネットワーク正会員」になることによって、SDGs ジャパンの会員となることができる。

第6条（「事業ユニット」の活動の報告について）

「事業ユニット」はその活動について、第15条に定める定時社員総会にて報告するとともに、4か月ごとに理事会に報告しなければならない。

2. 「事業ユニット」は、自己の活動についてなるべく広く会員に公開し、参加を希望する会員の参加を保証しなければならない。

第7条（「事業ユニット」の事業に供する財源等について）

「事業ユニット」は、定款第14条に定める社員総会の決議に従って、SDGs ジャパンの業務執行を補佐する。「事業ユニット」が、その活動を実施するにあたって、社員総会で定められた予算に基づいて、SDGs ジャパンが有する財源を活用したい場合、および当該事業において SDGs ジャパンとして独自の資金調達を計画・実施する場合は、事務局が定める所定の書式により、事務局に申請し、必要に応じて、理事会の決定に従い、事務局との協議によって文書による取り決めを行うものとする。

第8条（「事業ユニット」の組織変更および解散について）

「事業ユニット」は任意に解散できる。また、「事業ユニット」が以下の各号のいずれかに該当する場合には、SDGs ジャパンは理事会の決議により、「事業ユニット」を解散させることができる。

(1) SDGs ジャパンの定款その他の規程・規則・内規に違反したとき

(2) SDGs ジャパンの目的及び活動にそぐわない、もしくは SDGs ジャパンの名誉を傷つける重大な不正もしくは不祥事があったとき

(3) その他解散すべき正当な理由があるとき

2. 理事会は上記(1)～(3)の事由に基づく「事業ユニット」の解散についての決定を行う場合、理事会を開催し、当該「事業ユニット」幹事から意見を聴取したうえで、解散についての決定を行わなければならない。また、理事会が「事業ユニット」の解散を議題とする場合には、理事でなく当該「事業ユニット」の構成員でもない一般正会員の代表1名以上の立会人の出席を得るものとする。

第9条（内規の変更）

この内規は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

この内規は、平成29年3月17日より施行する。

（別表）

「事業ユニット設置趣意書」に記載する主要事項

1. 設置を求める事業ユニット（以下「事業ユニット」とする。）の名称
2. 事業ユニットが取り扱う課題（特定の分野、地域、社会的集団等）
3. 事業ユニットが取り扱う課題に関わる SDGs の目標・ターゲット
4. 上記2・3について、既に別に事業ユニットが設置されている場合、これとは別に新たに事業ユニットを設置すべき理由

5. 事業ユニットとして行う事業の概要
6. 事業ユニットとして行う事業の目標
7. 事業ユニットとして行う事業にかかる計画及び経費見積
8. 事業ユニットが設立された際の構成団体
9. 事業ユニットが設立された際に幹事団体となるべき団体
10. 事業ユニットが設立された際に幹事となる者の氏名、所属団体・役職名
11. 事業ユニットが設立された際の連絡先担当者氏名、所属団体・役職名、住所、電話・ファックス・メールアドレス

理事会の運営に関する内規

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 理事会
2017年3月17日 採択

第1条(本内規の目的)

本内規は、SDGs 市民社会ネットワーク(以下、「SDGS ジャパン」とする。)理事会の民主的で、透明性ある円滑な運営を実現することを目的とする。

第2条(理事会の権能)

理事会は、SDGs ジャパン定款第33条に基づいて設置される。理事は総会により選任され、理事会を構成する。理事会は、定款及び、理事会が自ら議決した規程ならびに決定を行い、定款第23条に定める代表理事および業務執行理事がSDGs ジャパンの業務を執行する。

第3条(理事会の会合)

理事会は、年間4回以上開催するものとする。開催については、理事会で特に定めない限り、一般正会員がオブザーバー参加を希望した場合、これを認めるものとする。

2. 理事は、代表理事に対し、理由を提示して理事会の開催を求めることができる。代表理事は、3名以上の理事から開催を求められた場合、原則として、速やかにその理由を理事に開示し、日程調整のうえ、適切な日時で理事会を開催しなければならない。

第4条(業務執行に関する決定と助言)

理事会は、定款第34条第1項(3)「当法人の業務執行の決定」の範疇において、以下の事項に関する決定を行う。

- (1) SDGs ジャパン事務局の設置および事務局長の任免
- (2) 「事業ユニットに関する規程」に定められた「事業ユニット」にかかわる事項
- (3) その他、SDGs ジャパンの業務執行に関して、理事会が決定するにふさわしい事項
2. 代表理事および業務執行理事は、定款第34条第1項に定める理事会の職務に基づいてなされる理事会の決定に従って、SDGs ジャパンの業務を執行する。代表理事および業務執行理事は、理事会を構成する各理事に対して、業務執行上の助言を求めることができる。各理事は、これに対して以下のような方法で業務執行理事に対する助言を行うことができる。
 - (1) 協議に基づく助言の提示
理事総数の過半数の出席により会合を開催し、出席者の過半数の賛成により業務執行理事に対する助言を行う方法。
 - (2) 電磁的記録により理事総数の過半数の賛成をもって行う助言
理事が期限を定めて電子メールにより提起し、当該期限までに過半数の賛成を得ることをもって助言を行う方法。(以下「オプト・イン方式による助言」とする。)
 - (3) 電磁的記録により反対がないことをもって行う助言
理事が期限を定めて電子メールにより提起し、当該期限までに他の運営委員からの反対表明がないことをもって助言を行う方法。(以下「オプト・アウト方式による助言」とする。)
 - (4) 「オプト・イン方式による助言」および「オプト・アウト方式による助言」については、理事が設定する期限は原則として24時間以上とする。
3. 代表理事および業務執行理事に対する助言の提起は、代表理事または業務執行理事もしくは助言を行いたい理事が、代表理事の承認を得て行うことを原則とする。理事等から提案された助言の方法について、他の理事から異議が出された場合については、代表理事が新たな助言の方法を決定するものとする。
4. 業務執行理事は、自らの業務執行に関する各理事による助言を参考に、業務の執行にあたるものとする。業務執行理事は、当該助言について、必要に応じて会員に通知するものとする。

第5条(理事の要件)

SDGs ジャパンの理事会は、定款第6条に定めるSDGs ジャパンの社員の構成員が、所属する社員の許可を得たうえ、社員総会で選任された理事により構成される。

第6条(理事会の構成)

社員総会によって選任される理事会の構成について、理事会は、SDGs の多様性を反映するため、以下の目標を定める。同目標のうち、(1)(2)については、SDGS ジャパン発足後2年以内に達成することを目指すものとする。

- (1) ユースおよび障害者の理事が理事会構成人数の5%以上となることをめざす。
 - (2) 特定の性別に属する理事が理事全体の60%を越えないようにすることをめざす。
 - (3) 環境課題、開発課題、国内課題を代表する理事の割合は、それぞれ、理事会構成人数の10%以上となるようにする。
 - (4) 特定の課題を代表する理事の割合が、理事会構成人数の50%を超えないようにする。
2. 一般正会員団体を母体に総会で選任された理事は、自らの所属する一般正会員団体の構成員を1名「理事補佐」として指名して理事会の承認を受け、自らが不在の場合、会合を欠席する場合に、理事補佐をして理事会に出席させることができる。

第7条(理事の行動規範)

理事は、理事としての職務上知り得た秘密を、理事、理事補佐、その他必要と判断する所属団体の関係者以外の部外者に漏らしたり、その情報を使用したりしてはならない。また、その職を解かれた後も同様とする。

第7条(内規の変更)

この内規は、総会の議決によって変更することができる。

附則

この内規は、平成29年3月17日より施行する。

以上

事務局に関する内規

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 理事会
2017年3月17日 採択

第1条(本規程の目的)

本規程は、SDGs 市民社会ネットワーク(以下、「SDGs ジャパン」とします。)事務局の民主的で、透明性ある円滑な運営を実現することを目的とする。

第2条(事務局の設置)

理事会は、SDGs ジャパン定款第36条に基づき、以下の方法にて、SDGs ジャパンに事務局を設置することができる。

- (1) 一般正会員団体から事務局を担う能力と意向を持つ団体を募集し、応募した団体に事務局を委託する方法。
 - (2) 理事会が自らの責任で事務局長を選び、代表理事が職員を任命して、SDGs ジャパンの事務局を組織する方法。
2. (1)の場合、事務局の就業規則、賃金規定、会計規程、出納管理規程、旅費規程、人件費及び謝金支給規程、通勤交通費規程、アルバイト雇用規程等については、事務局を受託した団体の規程を適用するものとします。(2)の場合、理事会が上記規程を定めるものとする。

第3条(事務局の構成および職制)

事務局には、以下の役職を置く。定款第36条に従い、事務局長は理事会の決議により、事務局員は事務局長が任免する。役職の任期は原則1年とする。

- (1) 事務局長
 - (2) その他事務局長が必要とし、理事会で承認された役職従事者
2. 事務局に、特定業務に関する専門性を持った人材を「アドバイザー」として事業への協力を求め、もしくは雇用することができる。
3. 理事会は、定款第6条に定める会員から、SDGS ジャパンの事務局業務に必要な専門性や能力を持ったスタッフを若干名募集し、これを「SDGS ジャパン業務進行役」として、事務局と協力して、SDGS ジャパンの事業や事務局の業務に就かせることができる。

第4条(事務局の業務)

事務局はSDGS ジャパンの以下の事務を処理する。

- (1) 役職員および機関に関すること
 - (2) 会員情報の管理に関すること
 - (3) 内部組織間の連絡調整に関すること
 - (4) 文書及び公印の管理に関すること
 - (5) 会計及び契約並びに資産の管理に関すること
 - (6) 事務所の維持管理に関すること
 - (7) 登記に関すること
 - (8) その他の庶務
2. 事務局は、前1項各号に定める事務のほか、資料の作成その他必要な業務を行う。

第5条(内規の変更)

この内規は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

この内規は、平成29年3月17日より施行する。

<参考>

役員報酬等及び費用に関する規程(案)

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 社員総会
2017年〇月〇日 採択

第1条(目的及び意義)

この規程は、一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク(以下「当法人」という。)の定款第 32 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条(報酬の支給)

この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とする。

第4条(報酬等の額の決定)

この法人の常勤役員の報酬総額は別表第1「常勤役員の報酬総額」のとおりとし、各々の役員の報酬額は、理事については理事会の決議、監事については監事間の協議によって決めるものとする。

第5条(報酬の支給日)

報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第6条(報酬等の支給方法)

報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条(通勤費)

役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

第8条(費用)

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第9条(公表)

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第 10 条(改廃)

この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

第 11 条(補則)

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、当法人の社員総会によって採択された日の翌日から施行する。

別表第1

常勤役員の報酬総額	15,000 千円
-----------	-----------